

掲 示 第 1 0 7 号

国際観光旅客税法施行令（平成30年政令第161号）第8条第3項の規定に基づき、税関出張所及び税関支署出張所（以下「税関出張所等」という。）の管轄並びに税関官署の長に委任する権限の範囲等について、令和4年4月1日から適用することとしたので、以下のとおり公告する。

この実施に伴い、国際観光旅客税法施行令第8条第3項の規定により税関出張所及び税関支署出張所の管轄区域並びに税関官署の長に委任する権限の範囲等（平成30年12月25日掲示311号）については、廃止する。

令和4年3月25日

東京税関長 諏訪園 健司

1 税関出張所等の管轄

税 関 出 張 所 等 名	管 轄
酒田税関支署 山形出張所	山形県のうち 山形市、米沢市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、東村山郡、西村山郡、北村山郡、東置賜郡、西置賜郡
東京税関 前橋出張所	群馬県 埼玉県のうち 秩父市、本庄市、深谷市、秩父郡、児玉郡、大里郡
東京税関 東京航空貨物出張所	千葉県のうち 市川市（原木及び原木1丁目から原木4丁目までに限る。）
東京税関 成田航空貨物出張所	千葉県のうち 成田市、香取郡のうち多古町及び山武郡のうち芝山町（これらの地域のうち成田国際空港においては、成田空港官庁合同庁舎及び保税地域に限る。）
東京税関 東京外郵出張所	東京都江東区新砂3丁目のうち 郵便法第2条に規定する者が国際郵便の業務を行う事業所内
東京税関 大井出張所	東京都のうち 港区（港南に限る。） 品川区（八潮、勝島及び東品川に限る。） 大田区（東海、平和島、京浜島、昭和島及び城南島に限る。）
東京税関 立川出張所	埼玉県のうち 所沢市、飯能市、入間市、鶴ヶ島市、日高市、入間郡 東京都のうち 八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、

	昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、西多摩郡
新潟税関支署 東港出張所	新潟県のうち 新潟市北区、新発田市、阿賀野市、胎内市、北蒲原郡
新潟税関支署 新潟空港出張所	新潟県新潟市のうち 新潟空港
新潟税関支署 柏崎出張所	新潟県のうち 長岡市（小国町相野原、小国町新町、小国町大貝、小国町小国沢、小国町上岩田、小国町上新田、小国町上谷内新田、小国町桐沢、小国町小栗山、小国町苔野島、小国町下新田、小国町諏訪井、小国町武石、小国町太郎丸、小国町千谷沢、小国町七日町、小国町檜沢、小国町二本柳、小国町八王子、小国町原、小国町法坂、小国町法末、小国町三桶、小国町森光、小国町山野田、小国町横沢に限る。）、柏崎市、刈羽郡
新潟税関支署 直江津出張所	新潟県のうち 十日町市（会沢、荻平、荒瀬、池尻、池之畑、犬伏、浦田、苧島、海老、片桐山、蒲生、儀明、桐山、木和田原、小荒戸、小池、小屋丸、清水、菅刈、仙納、太平、滝沢、竹所、田野倉、千年、寺田、峠、中子、名平、奈良立、福島、松代、松代下山、松代田沢、松代東山、松之山、松之山赤倉、松之山天水越、松之山天水島、松之山新山、松之山五十子平、松之山猪之名、松之山大荒戸、松之山上鰻池、松之山観音寺、松之山黒倉、松之山小谷、松之山坂下、松之山沢口、松之山下鰻池、松之山坪野、松之山藤内名、松之山中尾、松之山橋詰、松之山東川、松之山東山、松之山光間、松之山藤倉、松之山古戸、松之山松口、松之山三桶、松之山水梨、松之山湯本、松之山湯山、松山新田、室野、孟地、蓬平に限る。）、糸魚川市、妙高市、上越市

2 次に掲げる税関出張所等の長については、国際観光旅客税法施行令第8条第1項第2号に掲げる権限を委任しないこととする。

- (1) 東京税関前橋出張所
- (2) 東京税関東京航空貨物出張所
- (3) 東京税関成田航空貨物出張所
- (4) 東京税関東京外郵出張所
- (5) 東京税関大井出張所
- (6) 東京税関立川出張所
- (7) 新潟税関支署東港出張所